（１項学士規則の準用）
第５条　１項学士規則第５条から第10条まで（第６条第２項を除く。）の規定は、この規則による学士の学位授与について準用する。この場合において、同規則第６条第１項中「及び学修成果についての審査並びに試験」とあるのは「並びに学修総まとめ科目履修計画書及び成果の要旨等についての審査」と、同項及び同条第３項中「審査及び試験」とあるのは「審査」と読み替えるものとする。
（特例適用専攻科の要件）
第６条　機構は、認定専攻科のうち、次の各号に該当すると認められる場合は、当該専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請について、この規則に基づく特例を認める。
一　短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部４年間に相当する教育課程の授業科目が、機構が別に定める修得単位の審査の基準と適合性を有していること。
二　専攻科の最終学年に置かれた授業科目において学修総まとめ科目が設定されており、かつ、当該専攻科の修了要件とされていること。
三　専攻科で開設する授業科目のうち学修総まとめ科目については、原則として専任の教員が指導を担当するものとし、当該指導教員が大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める教授又は准教授の資格に相当する資格を有し、かつ、自らが研究に携わり、学修総まとめ科目の主旨に基づく教育指導を行う能力を有していること。
四　学修総まとめ科目の成績評価の基準と方法を定め、学生に対してこれをあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に成績評価が行われていること。
（特例の適用認定の申出の手続き）
第７条　特例の適用認定を受けようとする認定専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者（国又は地方公共団体の場合にあっては、当該専攻科を置く短期大学の学長又は高等専門学校の校長とする。以下同じ。）は、特例の適用認定を受けようとする年度の前年度の４月30日までに、特例適用認定申出書に別に定める書類を添えて、機構長に申し出るものとする。
（特例の適用認定の申出の要件）
第８条　機構長は、短期大学又は高等専門学校に置かれる認定専攻科で、次の各号に該当する場合は、特例の適用認定の申出を受け付ける。
一　専攻科認定規則第９条に規定する教育の実施状況等の審査について、直近の審査において適と判定されていること。ただし、組織改編等に伴う新組織での審査が未了の場合、旧組織において、新組織と同一の専攻分野、かつ、直近の審査において適と判定された専攻科については申出を受け付ける。
二　申請年度の直近５年の実績で、修了見込み者の学位授与申請数と最終学年在籍者数とを比較した平均値について、機構が別に定める割合以上であること。
三　申請年度の直近５年の実績で、最終学年における学生定員と在籍者数とを比較した平均値について、機構が別に定める割合の範囲であること。
（特例の適用認定の審査）
第９条　機構長は、第７条の規定により特例の適用認定の申出があったときは、学位審査会に特例の適用認定の可否について審査を付託するものとする。
２　前項の審査の付託があったときは、学位審査会は、第６条各号に関する審査を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査を付託する。
３　専門委員会は、前項の審査を終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。
４　学位審査会は、前項の報告に基づいて特例の適用認定の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。
（特例の適用認定の通知）
第10条　機構長は、前条第４項の規定による学位審査会の報告に基づいて特例の適用認定の可否を決定し、その旨を適用認定を受けようとする年度の前年度の10月31日までに、当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者に通知するものとする。
２　特例適用専攻科として適用認定されなかったときは、前項の通知に際し、理由を示すものとする。なお、特例適用専攻科として適用認定されなかった場合においても、専攻科認定規則第10条の規定による認定の取消し又は当該専攻科の廃止がなされない限り、専攻科の認定は継続される。
（変更の届出）
第11条　特例適用専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者（以下「特例適用専攻科の設置者」という。）は、次の事由があるときは、当該変更又は取下げをしようとする年度の前年度の９月30日までに機構長にその旨届け出るものとする。なお、認定専攻科に係る変更又は廃止をしようとする場合は、専攻科認定規則第６条の規定により届け出るものとする。
一　学修総まとめ科目の内容又は担当教員を変更しようとするとき
二　特例の適用認定の取下げをしようとするとき
（教育の実施状況等の審査）
第12条　機構長は、特例適用専攻科における教育の実施状況等について、別に定める書類に基づき、第10条の規定による適用認定の通知日の属する年度の次年度の４月１日から、原則として５年以内に審査を行い、その後、原則として５年ごとに審査を行うものとする。
２　機構長は、前項の審査にかかわらず、特例の要件に係る現況を確認する必要があると認めるときは、特例適用専攻科の設置者に対し理由を示した上、随時、別に定める書類の届出を求め、審査を行うものとする。
３　機構長は、前２項の審査において特に必要と認める場合は、特例適用専攻科に対する実地の審査を行うものとする。
４　機構長は、前３項に規定する審査の状況に基づき適当と認める場合は、専攻科認定規則第９条による審査とあわせて第１項の審査を行うことができるものとする。なお、機構長が特に必要と認める場合は、実地の審査をあわせて行うものとする。
５　第１項の審査は、第９条及び第10条の規定を準用するものとする。
（特例適用専攻科の取消し）
第13条　前条の規定による審査の結果、第６条各号に該当すると認められなくなった場合には、機構長は特例適用専攻科の設置者に対し、必要な措置を取るべきことを勧告することができるものとする。
２　前項の規定による勧告によってもなお改善されない場合には、機構長は当該特例適用専攻科の設置者に対し聴聞の上、特例の適用認定を取り消すものとする。聴聞の手続きについては別に定める。
３　前項の規定により特例の適用認定を取り消した場合には、機構長は当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者にその旨を通知するものとする。なお、認定専攻科の取消しについては、専攻科認定規則第10条の規定による。
（その他）
第14条　この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。
附　則
１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。
２　平成26年度においては、第７条及び第10条の規定にかかわらず、平成26年５月31日まで認定専攻科からの特例の適用認定の申出を受け付け、平成26年12月31日までに当該認定専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者に特例の適用認定の可否を通知する。
３　この規則の規定により平成26年度に特例の適用認定を受けた認定専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請は、平成27年10月の機構が別に定める期間から受け付ける。